

平成十二年法律第二百二十七号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条～第三条）	第二章 情報の公表（第四条～第九条）	第三章 不正行為等に対する措置（第十条～第十三条）	第四章 適正な金額での契約の締結等のための措置（第十四条～第十六条）	第五章 施工体制の適正化（第十七条～第十九条）	第六章 適正化指針（第十七条～第二十条）	第七章 国による情報の収集、整理及び提供等（第二十一条・第二十二条）	附則
-----------------	--------------------	---------------------------	------------------------------------	-------------------------	----------------------	------------------------------------	----

第一章 総則

（目的）

この法律は、国、特殊法人等及び地方公共団体が行う公共工事の入札及び契約について、その適正化の基本となるべき事項を定めて、その適正化の基本となるべき事項に対する措置とともに、情報の公表、不正行為等に対する措置、適正な金額での契約の締結等のための措置及び施工体制の適正化の措置を講じ、併せて適正化指針の策定等の制度を整備すること等により、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図ることを目的とする。（定義）

第二条 この法律において「特殊法人等」とは、

法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成十一年法律第九十号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第六条において同じ。）のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する法人であつて政令で定めるものとをいう。

一 資本金の二分の一以上が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であること。

二 その設立の目的を実現し、又はその主たる業務を遂行するため、計画的かつ継続的に建

設工事（建設業法（昭和二十四年法律第二百四号）第二条第一項に規定する建設工事をいう。次項において同じ。）の発注を行う法人であること。

二 契約の相手方の商号又は名称、契約金額その他の政令で定める公共工事の契約の内容に関する事項

共工事の受注者である建設業者（建設業法第二条第三項に規定する建設業者をいう。次条において同じ。）に次の各号のいずれかに該当するに疑うに足りる事実があるときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知しなければならない。

（特殊法人等による情報の公表）

（特殊法人等による情報の公表）

この法律において「建設業」とは、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事をいう。

（建設業法第二条第二項に規定する建設業）

この法律において「各省各局の長」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条に規定する各省各局の長をいう。

（建設業法第二条第二項に規定する建設業）

が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額が政令で定める金額以上になる」とあるのは「下請契約を締結した」と、同条第四項中「見やすい場所」とあるのは「工事関係者が見やすい場所」とする。

2 公共工事の受注者（前項の規定により読み替えて適用される建設業法第二十四条の人第一項の規定により同項に規定する施工体制台帳（以下単に「施工体制台帳」という。）を作成しなければならないこととされているものに限る。）は、作成した施工体制台帳（同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）の写しを発注者に提出しなければならない。この場合においては、同条第三項の規定は、適用しない。

3 前項の公共工事の受注者は、発注者から、公共工事の技術上の管理をつかさどる者（次条において「施工技術者」という。）の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

（各省各庁の長等の責務）

4 第十六条 公共工事を発注した国等に係る各省各庁の長等は、施工技術者の設置の状況その他の工事現場の施工体制を適正なものとするため、当該工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検その他の必要な措置を講じなければならない。

（適正化指針の策定等）

5 第十七条 国は、各省各庁の長等による公共工事の入札及び契約の適正化を図るために、第二章、第三章、第十三条及び前条に規定するもの（を除く。）に関する指針（以下「適正化指針」という。）を定めなければならない。

6 適正化指針には、第三条各号に掲げるところに従つて、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報（各省各庁の長又は特殊法人等の代表者による措置にあっては第四条及び第五条、地方公共団体の長による措置にあっては第七条及び第八条に規定するものを除く。）の公表に關すること。

二 入札及び契約の過程並びに契約の内容について学識経験を有する者等の第三者の意見を適切に反映する方策に關すること。

三 入札及び契約の過程に關する苦情を適切に処理する方策に關すること。

四 公正競争を促進し、及びその請負代金の額によつては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止するための入札及び契約の方法の改善に關すること。

五 公共工事の施工に必要な工期の確保及び地域における公共工事の施工の時期の平準化を図るために方策に關すること。

六 将来におけるより適切な入札及び契約のための公共工事の施工状況の評価の方策に關すること。

七 前項に規定する措置に關する事務を適切に行うために必要な体制の整備に關すること。

八 前各号に掲げるもののほか、入札及び契約の適正化を図るために必要な措置に關すること。

9 國土交通大臣及び財務大臣は、各省各庁の長又は特殊法人等を所管する大臣に対し、公共工事の入札及び契約の適正化を促進するため適正化指針に照らして特に必要があると認められる措置を講ずべきことを要請することができる。

10 國土交通大臣及び財務大臣は、前条第一項の規定による要請をした場合において、国土交通大臣及び財務大臣は、前条第一項の規定による報告を踏まえ、適正化指針に照らして特に必要があると認められる措置の的確な実施のために必要があると認めるときは、各省各庁の長又は特殊法人等を所管する大臣に対し、必要な勧告をすることができる。

11 第二項の規定による要請をした場合において、国土交通大臣及び財務大臣は、前条第二項の規定による報告を踏まえ、適正化指針に照らして特に必要があると認められる措置の的確な実施のために必要があると認めるときは、地方公共団体に対し、必要な勧告、助言又は援助をすることができる。

（施行期日）抄
（平成二一年六月一〇日法律第五号）

3 國土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、各省各庁の長及び特殊法人等を所管する大臣に協議した上、適正化指針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 第四項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、適正化指針を公表しなければならない。

5 第五項から前項までの規定は、適正化指針の変更について準用する。

6 第十八条 各省各庁の長等は、適正化指針に定めるところに従い、公共工事の入札及び契約の適正化を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

7 第十九条 各省各庁の長又は特殊法人等を所管する大臣は、第二章の規定により公表された情報その他の普及が公共工事の入札及び契約の適正化の促進に資することとなる情報の収集、整理及び提供に努めなければならない。

（関係法令等に關する知識の習得等）

8 第二十一条 國、特殊法人等及び地方公共団体は、それぞれその職員に対し、公共工事の入札及び契約が適正に行われるよう、関係法令及び所管分野における公共工事の施工技術に關する知識を得させるための教育及び研修その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

9 第二十二条 國土交通大臣及び財務大臣は、各省各庁の長又は特殊法人等を所管する大臣に対し、適正化指針に従つて講じた措置の状況について報告を求めることができる。

3 國土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、各省各庁の長又は特殊法人等を所管する大臣に対し、適正化指針に従つて講じた措置の状況について報告を求めることができる。

4 第二十三条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、この規定に係る部分に限る。の規定は、これらの規定の施行前に締結された契約に係る公共工事については、適用しない。

5 第二十四条 第五条及び第八条の規定は、これら規定の施行前に入札又は随意契約の手続に係る契約又は当該随意契約については、適用しない。

6 第二十五条 第二項の規定による要請をした場合において、国土交通大臣及び財務大臣は、前条第一項の規定による報告を踏まえ、適正化指針に照らして特に必要があると認められる措置の的確な実施のために必要があると認めるときは、各省各庁の長又は特殊法人等を所管する大臣に対し、必要な勧告をすることができる。

7 第二十六条 第二項の規定による要請をした場合において、国土交通大臣及び財務大臣は、前条第一項の規定による報告を踏まえ、適正化指針に照らして特に必要があると認められる措置の的確な実施のために必要があると認めるときは、地方公共団体に対し、必要な勧告、助言又は援助をすることができる。

（施行期日）抄
（平成二一年六月一〇日法律第五号）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二章から第四章まで並びに第十六条、第十七条第一項及び第二項、第十一条並びに附則第三条（建設業法第二十八条の改正規定に係る部分に限る。）の規定は平成十三年四月一日から、第十七条第三項の規定は平成十四年四月一日から施行する。

第二十条 國土交通大臣及び財務大臣は、各省各

その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則 抄

（施行期日）

<p>号（第四号に係る部分に限る。）、第九十一条の二第一号に係る部分を除く。）及び第九十五条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同条第二項の次に二項を加える部分を除く。）並びに附則第九条、第十四条、第十六条から第十九条まで及び第二十条第一項の規定、附則第二十一条中農業協同組合法（昭和二十二年法律第二百三十二条）第七十二条の八の二及び第七十三条の二十四の改正規定並びに附則第二十三条及び第二十四条の規定は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。</p>	<p>附 則（平成二六年六月四日法律第五五号）抄 （施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第一条（建設業法目次、第二十五条の二十 七（見出しを含む。）及び第二十七条の三十 七の改正規定並びに同法第四章の三中第二十 七条の三十八条の次に一条を加える改正規定に 限る。）及び附則第七条の規定 公布の日</p> <p>（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に する法律の一一部改正に伴う経過措置）</p> <p>第四条 第二条の規定による改正後の公共工事の 入札及び契約の適正化の促進に関する法律（次 項において「新入札契約適正化法」という。） 第四章の規定は、この法律の施行の際現に入札 に付されている公共工事については、適用しな い。</p> <p>（政令への委任）</p> <p>第七条 附則第二条から前条までに定めるものの ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置 (罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定 める。 (検討)</p> <p>第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過し た場合において、第一条から第四条までの規定 による改正後の規定の施行の状況について検討 を加え、必要があると認めるときは、その結果 に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>
--	--

<p>二 第一条（建設業法第十九条の三に一項を加 える改正規定、同法第十九条の五に一項を加 える改正規定、同法第十九条の六の改正規 定、同法第二十条の改正規定、同法第二十四 条の五の改正規定、同法第三十四条の改正規 定、同法第三十四条の改正規定、同法第四十 条の二の次に一条を加える改正規定、同法第 四十二条の二第三項の改正規定（第十九条 （検討）</p>	<p>附 則（平成二七年九月一日法律第六 六号）抄 （施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。</p> <p>附 則（令和元年六月一二日法律第三〇 号）抄 （施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布的日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則（令和元年六月一四日法律第三七 号）抄 （施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布的日から施行する。</p> <p>附 則（令和三年五月一九日法律第三七 号）抄 （施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。</p> <p>附 則（令和六年六月一四日法律第四九 号）抄 （施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。</p>
--	--

<p>三 第一条（建設業法第十九条の三に一項を加 える改正規定、同法第十九条の五に一項を加 える改正規定、同法第十九条の六の改正規 定、同法第二十条の改正規定、同法第二四十 条の二の次に一条を加える改正規定、同法第 四十二条の二第三項の改正規定（第十九条 （検討）</p>	<p>附 則（令和六年六月一九日法律第五四 号）抄 （施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布的日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>附 則（令和六年六月一九日法律第五四 号）抄 （施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布的日から施行する。</p> <p>附 則（令和六年六月一九日法律第五四 号）抄 （施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布的日から施行する。</p>
--	--

の三」を「第十九条の三第一項」に改める部
分に限る。）を除く。）及び第二条（公共工事
の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
第十二条第二号の改正規定及び同法第十二条
の改正規定を除く。）の規定並びに次条第二
項及び附則第三条の規定、公布的日から起算
して六月を超えない範囲内において政令で定
める日

附 則（令和六年六月一九日法律第五四
号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布的日から施行する。

第一 条 この法律は、公布的日から施行する。

第二 条 政府は、この法律の施行後五年を目途と
して、この法律による改正後のそれぞれの法律
の施行の状況等について検討を加え、必要があ
ると認めるときは、その結果に基づいて所要の
措置を講ずるものとする。

第三 条 第二条の規定による改正後の公共工事の
入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以
下この条において「新入札契約適正化法」とい
う。）第二十条第三項及び第四項の規定の適用
については、第二条の規定による改正前の公共
工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法
律第二十条第一項又は第二項の規定による要請
は、新入札契約適正化法第二十条第一項又は第
二項の規定による要請とみなす。

（国土交通省令への委任）

第六条 前三条に定めるもののほか、この法律の
施行に関し必要な経過措置は、国土交通省令で
定める。